

e-Mobility Power 充電サービス 一般会員規約

2023年7月1日改定

第1条 (目的)

本規約は株式会社 e-Mobility Power (以下「当社」という) が展開する充電サービスについて、本規約に同意した上で会員登録を行い、当社が入会を認めた一般会員 (以下「会員」という) に対して適用する各種条件を定めたものです。

第2条 (定義)

本規約における用語は、それぞれ次の通り定義されるものとします。

- 「会員」とは本条第3項に定める本サービスについて所定の手続きを経て会員登録され、当社が入会を認めた個人・法人 (事業のために当該サービスの会員となる個人を除く) をさします。
- 「電動車両」とは、「PHEV (Plug-In Hybrid Electric Vehicle の略で外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車 (トラック、バス、二輪車を含む)) 及び「EV」 (Electric Vehicle の略で、外部電源からバッテリーに充電し、そのバッテリーに充電した電気を駆動力とする自動車 (トラック、バス、二輪車を含む)) をさします。
- 「本サービス」とは、会員が当社指定の充電スポットにおいて、事前に当社に登録して頂いた電動車両を充電できるサービスをさします。
- 「充電スポット」とは、当社指定の充電サービス提供場所をさします。
- 「充電器」とは、当社とネットワークで繋がった急速充電器及び普通充電器をさします。
- 「充電サービスカード」とは、当社の発行する認証カードであって、あらかじめ会員の認証に必要な情報が電磁的に記録されているものをさします。なお、1枚の認証カードにつき登録できるのは、1台の電動車両に限られるものとします。
- 「クレジットカード」とは、日本国内のクレジットカード会社が会員の信用を審査した上で会員に発行する決済用のカードをさします。
- 「クレジットカード会社」とは、AMEX、VISA、MASTER、DINERS CLUB、JCB のいずれかのカード決済を引き受ける日本国内の会社をさします。
- 「ブーストモード」とは、短時間定格電流の出力時間を設定した上で、当該出力時間のみ高出力による充電を実施する機能をさします。
- 「ダイナミックコントロール」とは、充電器が出力可能電流値を増減させることができる拡張機能をさします。
- 「パワーシェアリング」とは、充電器に接続されている電動車両の充電台数に合わせて、各出力を増減させる機能をさします。

第3条 (サービス内容、利用場所と利用方法)

- 当社は、本サービスが利用可能な充電スポットの場所等について、当社 WEB サイト(<https://www.e-mobipower.co.jp/>)等に掲載する方法によりお知らせします。なお、電動車両のうちトラック、バスへの充電は、大型車が利用するには駐車スペースの大きさから適さない充電スポットもあるため、①当社が認めた車両、②当社が認めた充電スポット (充電スポット一覧に利用出来るトラックを明記しています) に限定するものとします。
- 会員は、充電スポットに設置された充電器の認証用機器に、充電サービスカードに記録された電磁的情報を読み取らせて会員認証を受けたときに、本サービスの利用ができるものとします。

第4条 (サービス利用期間)

- 本サービスの利用期間は第5条第6項に定める利用開始日からとします。

2. 利用期間は当社 WEB サイトにおいてなされる本サービス終了の通知により案内される時期までとします。

第5条（会員登録の申込み及び会員契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する個人・法人（以下「申込者」という）は、当社所定の必要登録事項を、当社 WEB サイト等で電磁的に入力する方法により会員登録の申込みを行うものとします。
2. 前項の申込みに対して当社及びクレジットカード会社において所定の審査を行い、手続きが完了し当社が承諾通知を送付したときに当社と申込者の間で会員契約が成立するものとします。なお、当社が入会を承諾した申込者に対して、充電サービスカードを発行し、貸与するものとします。
3. 申込者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当社は会員登録の申込みを受理しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じです。）その他の反社会的勢力の構成員（以下「暴力団員等」といいます。）であることが認められるとき。
 - (2) 自己若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（以下「暴力団等」といいます。）の威力を利用するなどのことをしていると認められるとき。
 - (3) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 暴力団等との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) その仕入先、商品の売却先その他一切の事業に係る契約の相手方（以下「取引先等」といいます。）が前各号のいずれかに該当する法人、団体又は個人である事実を知りながら、当該取引先等と取引するなどしている又はしていたと認められるとき。
4. 申込者に対して本サービスの利用を認めることが適当でないと当社が判断した場合、理由の開示をすることなく、申込みは受理されないことがあります。
5. 本条第2項において当社が申込者の入会を承諾した後、当社は会員に貸与する充電サービスカードを発送します。
6. 本サービスは、充電サービスカードが会員の手元に届いた日より利用を開始することができます
7. 当社は、予告なく会員の募集を締め切る場合があります。

第6条（サービス利用上の注意）

1. 会員は、本サービスを利用するにあたって、本規約並びに当社が配布又は当社 WEB サイトに掲載する「充電サービスご利用案内」等の内容を理解し、事前に書面にて若しくは電磁的方法により同意した上で上記「充電サービスご利用案内」に従って本サービスの利用を開始するものとします。
2. 本サービスは、会員契約成立時に登録した車両に限って、利用できるものとします。但し、車両を買い替えた場合は、車種と車両登録番号を更新することでサービスを継続して利用することができます。
3. 個人会員は、本規約を遵守させることを条件として、前項で登録した車両に限り、会員自身の責任で第三者に対しても本サービスを利用させることができるものとします。但し、第三者が本サービスを利用し、会員及び当該第三者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。また、法人会員の場合、会員は当該法人の役員及び従業員に対して、本規約を遵守させることを条件として、会員自身の責任で本サービスを利用させることができるものとします。これら以外の第三者が本サービスを利用し、会員及び当該第三者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。
4. 会員又は前項により本サービスを利用する者（以下「会員等」という）が、充電スポットで本サービスを利用するにあたって、当該充電スポットにおいて標識・書面による、又は係員等からの指示がある場合、その指示に従うものとします。また、会員は、当該充電スポットの営業時間や充電器メンテナンスその他の事情により、本サービスを利用できない場合があることを了承します。

- * 標識・書面による、又は係員等からの指示により充電サービス以外に、駐車料金等請求がある場合には請求に従うものとします。
- 5. 本サービス利用中、緊急時等に速やかに車両を移動できる状態で充電が完了することを待つものとします。また、会員等は登録車両への充電完了後、速やかに充電スポットから登録車両を移動するものとします。
- 6. 当社は、本サービス利用中の車両等の盗難等の損害については、損害賠償の責任を負わないものとします。
- 7. 会員等は、急速充電を過度に繰り返すことが蓄電池の充電性能に対して影響を与える可能性のあること等、電動車両の特性を十分に理解した上で本サービスを利用し、本サービスの利用に起因する電動車両の性能への影響に関しては当社が一切の責任を負わないことに同意します。
- 8. 会員等は、電動車両の充電性能及び充電器の出力等の仕様の違い（「ブーストモード」、「ダイナミックコントロール」、「パワーシェアリング」等）、並びに電動車両の蓄電池残量、充電器の稼働状況又は外気温等の気象条件等のコンディションの違い、その他条件により、充電電力量が異なることを十分に理解した上で本サービスを利用することとし、充電電力量に関しては当社が一切の責任を負わないことに同意します。
 - * 充電器の出力等の仕様の違いにより、30 分間、同じ出力での充電ができない場合があります。また、ダイナミックコントロールに対応していない電動車両は充電器の定格出力での充電ができないことがあります。
- 9. 会員等は、本サービスの利用に際して、登録車両のタイマー充電機能（充電開始時間セット等）、タイマー空調機能（エアコン開始時間セット等）、及びリモート空調機能（遠隔操作でのエアコンセット等）をあらかじめ解除するか、又は使用しないものとします。
 - * これらの機能を解除しないで、又は使用して本サービスを利用した場合、充電ができないことや正しい利用時間が計測されないことがあります。
- 10. 会員等は、前項と類似の機能が登録車両に設定されている場合には、前項と同様に、本サービスの利用に際して、充電ができない可能性や正しい利用時間が計測されない可能性があることを了承します。
 - * このような機能の有無については、登録車両のカタログ、取扱説明書等にてご確認ください。
- 11. 会員等は、本サービスの利用中に充電器の不具合により充電中に充電が停止する可能性のあること等を理解した上で本サービスを利用し、充電が途中停止した場合であっても途中停止までの充電時間に応じた料金を支払うものとします。

第7条（本規約の変更、追加、廃止）

1. 当社は、本規約及び本サービスの変更が会員の一般の利益に適合するものである場合、又は本サービス及び本規約の目的に反せず、かつ合理的なものである場合には、その内容を随時変更、追加することができ、会員は、変更、追加後の本規約に従うものとします。
2. 前項の場合、当社は変更、追加後の本規約、本サービス内容及びその効力発生時期を、電子メールの送付・当社 WEB サイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法によって会員に対して通知又は公表するものとします。
3. 経済情勢又は公租公課等の変動等その他の事由により、本規定に定める利用料金等が不相当になったと判断される場合には、当社は、第 15 条に定める本サービスの利用料金等について、変更することができるものとします。
4. 前項の場合、当社はあらかじめ変更後の利用料金等の内容及びその効力発生時期を、電子メールの送付・当社 WEB サイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法によって会員に対して事前に通知するものとし、当該通知がされたときから変更の効力が生じるものとします。
5. 当社は、大規模災害や事故、その他不可抗力の事態による場合、又は当社がサービスを終了した方がよいと合理的に判断した場合は、直ちに本サービスの全部又は一部を中断・停止若しくは廃止することができるものとします。但し、突発的事由以外で、本サービスの提供を終了する場合、当社はその旨を会員に事前に電子メールの送付・当社 WEB サイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法によって通知するものとします。

第8条（会員IDとパスワードの管理）

1. 会員ID・パスワードとは、当社会員サイト等にアクセスする際に必要なログイン用のIDとパスワードをいいます。
2. 会員は、前項の会員IDとパスワードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。また会員は、会員IDとパスワードを自身以外の第三者に通知、貸与、譲渡することはできないものとします。
3. 会員は、第三者による会員IDとパスワードの不正な使用が判明した場合、速やかに当社に対して連絡するものとします。
4. 当社会員サイト等において会員IDとパスワードが不正使用されたことにより会員に損害が生じた場合であっても、当社はその責任を一切負わないものとします。また当社に損害が発生した場合は、会員が損害賠償することとします。

第9条（登録内容の変更）

1. 会員登録の申込時に登録された内容に変更が生じたときは、会員は当社会員サイト等にアクセスして必要な情報を変更するか、または電話にてその旨を速やかに当社に通知するものとします。
2. 前項に伴って、当社が充電サービスの提供に支障が生じると判断した場合、又は会員が前項に定める登録内容の変更を怠り、又は虚偽の内容を登録したことが明らかとなった場合には、当社は充電サービスカードの利用停止、又は会員契約の解除ができるものとします。その場合、会員に損害が生じても、当社は賠償の責任を負わないものとします。

第10条（個人情報の取り扱い）

当社は、会員が当社会員サイト等において登録した会員の個人情報（以下「個人情報」という）について、当社WEBサイト等において掲示する「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第11条（会員契約の解除）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告をすることなく会員契約を当然に解除することができるものとします。
 - ① 本規約に違反したとき。
 - ② 第9条第2項に該当した場合。
 - ③ クレジットカード会社により、会員が決済用に指定したクレジットカードの利用が停止されたとき。
 - ④ 月会費、充電都度料金等、その他の債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否したとき。
 - ⑤ 会員等が、充電スポットの建物、設備、機器、設置物等の損壊、窃盗等の加害行為を行ったとき。
 - ⑥ 会員が支払停止になったとき。（法人会員にあっては、破産、民事再生、会社更生、特別清算その他債務整理のための法的手続申立てを受けたとき、又は自ら申立てをしたとき）
 - ⑦ 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - ⑧ 暴力団員、暴力団関係企業関係者、総会屋その他反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったことが判明したとき。
 - ⑨ その他、当社が会員として不適当と判断したとき。
2. 前項に基づき、会員契約が解除された場合、会員は期限の利益を喪失し、会員契約終了月にかかる月会費も含めて、当該時点で発生している月会費、及び充電都度料金等その他当社に対して負担する債務の一切を一括して弁済するものとします。
3. 会員は、第1項各号のいずれかに該当する場合において当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。
4. 本条の定めに基づいて、会員契約を解除したことによって、会員に損失、損害、諸費用が発生した場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

第 1 2 条（会員契約の解約手続）

1. 本サービスの不具合、当社の運営上の都合等、又は天災地変その他の不可抗力の事由により、本サービスの全部又は一部が使用不能となり、これにより本サービスの提供が困難であると判断した場合には、当社は会員契約を解約することができるものとします。
2. 前項の場合、当社はその旨を当社 WEB サイト等での公表、会員への電子メールにより速やかに通知するものとし、当該通知をもって解約が成立したものとします。なお、この場合、会員は、この通知日から会員契約終了月に係る月会費を当社に対して支払うことを要しないものとし、当社は会員に対して当該月会費の支払いを要求しないものとし、本サービスの提供が困難となった原因が不可抗力又は当社の軽過失による場合は、当社は当該月会費の金額を超える解約に伴う損害賠償その他の責任を負わないものとします。
3. 会員は、当社への届け出を行うことにより会員契約を解約することができるものとします。会員が会員契約を解約する場合には、電話等で解約を希望する旨を届出するものとします。解約を届け出た場合にはその時をもって会員契約の解約が成立したものとします。なお、当社から貸与を受けた充電サービスカードは、当社に返却するか、又は、ハサミなどで裁断し、会員にて破棄するものとします。
4. 前項による場合、会員は、会員契約終了月に係る月会費 1 か月分全額、及び当該時点までに発生している料金等の全額、並びに解約手数料について当社に対して支払うものとします。但し、解約日が、第 5 条第 2 項により会員契約が成立した日から起算して 6 か月目の日の翌日以降となる場合は、解約手数料を要さないものとします。

第 1 3 条（充電サービスカードの貸与）

1. 当社は、会員に対して、充電サービスカードを貸与するものとします。
2. 会員は、当社から貸与を受けた充電サービスカードを善良な管理者の注意義務をもって、使用・保管するものとします。

第 1 4 条（充電サービスカードの紛失・盗難等）

1. 充電サービスカードの紛失、盗難、滅失又は破損の場合、会員は、直ちにその旨を、当社のコールセンター宛へ届け出るものとします。
2. 前項の場合かつ会員が本サービスの継続を希望する場合には、その紛失等が会員の責めに帰すべき事由によるか否かにかかわらず、会員は、充電サービスカードの再発行手続きを行うものとします。その際、再発行手数料を申し受けます。
3. 第 1 項の場合に、充電サービスカードが第三者に使用されたことに起因して、会員に何らかの損失、諸費用並びに損害が生じても、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

第 1 5 条（利用料金等）

1. 会員は、第 5 条第 2 項により会員契約が成立したときは、当社 WEB サイト等に掲示する料金プラン表に基づき、充電サービスカード発行手数料、月会費及び充電都度料金を支払うものとします。なお、月会費については、第 5 条第 2 項により会員契約が成立した月の翌月から支払うものとします。
2. 本サービスの充電都度料金は、その月の 1 日から末日までの間に会員が充電サービスカードを用いて充電した実績によるものとし、充電実績は会員画面で確認することができます。なお、充電時間が月をまたぐ場合は、充電を完了した日の属する月の実績とします。
3. 充電時間の単位は分とし、その端数は、切り上げます。（例えば、1 分 20 秒の利用の場合、充電時間は 2 分として計算されます）。また、料金計算における金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
4. 第 1 項について、当社は、毎月末締めで翌月の当社が指定する日に、会員が指定するクレジットカード会社に対して売上代金として計上するものとします。
5. 前項の場合、当社の計上日と当該クレジットカード会社が定める締日及び実際の処理日との関係において、会員とクレジットカード会社の間で定められた引き落とし日が翌月又は翌々月にずれることによって生じた会員の損害については、当社は一切の責任を負わな

いものとします。

6. クレジットカード会社の規定その他の事由により、当社が、第1項に定める月会費及び充電都度料金についてクレジットカード会社から支払いを受けられない場合、会員は、月会費及び充電都度料金を、当社が定める方法により直ちに当社に直接に支払うものとします。
7. 当社は、第7条第3項により料金プラン表に定める各種料金が改定され、同条第4項によりその改定の効力が生じたときは、会員は、当社に対し、改定後の料金プラン表に基づく利用料金を支払うものとします。
8. 会員の本サービスの利用に関する支払について、本規約に定めのないことについてはクレジットカード会社の規約に従うものとします。
9. 会員が、本規約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。

第16条（料金プランの変更）

1. 会員は、当社が定める所定の手続きにより、料金プランを変更することができます。
2. 会員が前項により料金プランを変更した場合、変更日から新たな料金プランが適用されます。但し、当該変更を行った月に再度料金プランを変更することはできません。
3. 第1項により料金プランを変更した場合、会員はプラン変更手数料を当社に対して支払うものとします。但し、当該プラン変更日が、契約成立日又は変更前の料金プラン適用日から起算して6か月目の日の翌日以降となる場合は、プラン変更手数料を要さないものとします。

第17条（領収書の省略）

当社は、利用料金の領収書を発行する義務を負いません。

第18条（会員の自己責任）

1. 会員は、本サービス利用のために必要な電動車両その他これらに付随して充電に必要となる全ての備品を、自己の費用と責任において準備し、本サービスが利用可能な状態にするものとします。また、自己の費用と責任において、本サービスを利用するものとします。
2. 会員が、本サービスを利用することに起因して、会員に対して第三者から内容の如何を問わず問合せ、クレーム等が通知された場合は、直ちに当社に連絡をするものとし、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。また、会員による本サービスの利用を原因として、又は関連して、当社が第三者から警告書、クレーム、訴訟、仮処分等の法的権利義務に関する通知・催告・請求を受けた場合は、当社は直ちに会員に通知するものとし、会員が自己の責任と費用で、一切の処理解決をするものとします。
3. 会員は、第三者の行為に対する要望、疑問若しくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって解決するものとします。
4. 会員は、本サービスの利用により当社又は第三者に対して損害を与えた場合（会員が、本規約における義務を履行しないことにより第三者又は当社が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって、その損害の一切について賠償するものとします。また、当社が、会員が責を負うべき責任について代位弁済した場合、その弁済額とあわせ弁護士費用を含む必要なる費用を、会員に求償しうるものとします。

第19条（禁止事項）

会員は、本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- ① 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。

- ② 本サービスの内容や本サービスにより利用する情報を改ざん又は消去する行為。
- ③ 会員契約・本規約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為。
- ④ 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為。
- ⑤ 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
- ⑥ 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為。
- ⑦ 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- ⑧ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- ⑨ ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為。
- ⑩ 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。
- ⑪ 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為。
- ⑫ その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクを張る行為。
- ⑬ 上記各号の他、本規約若しくは公序良俗に反する行為、本サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損し、若しくは当社の財産を損害する行為、第三者若しくは当社に不利益を与える行為、その他当社が不相当であると判断する行為。
- ⑭ 本サービスの利用権、その他本規約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供する行為。
- ⑮ 充電器を滅失又は毀損させる行為。
- ⑯ 他の者による充電器の利用を妨げ、又は妨げるおそれのある一切の行為。（但し、本規約に従って充電器を利用する行為を除く。）

第20条（サービスの一時停止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービス又は当社 WEB サイト等の提供を一時的に停止することができるものとします。

- ① 本サービス又は当社 WEB サイト等を提供するために必要な設備の保守又は工事のために必要なとき。
- ② 本サービス又は当社 WEB サイト等を提供するための設備が正常に動作せず、本サービス又は当社 WEB サイト等を継続して提供することが著しく困難であるとき。
- ③ 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- ④ 法令等の定め、その他行政上の処分により、本サービスの提供が困難であるとき。
- ⑤ 当社 WEB サイト等に用いられるプログラムを不正アクセス行為から防御するために必要なとき。
- ⑥ その他、電気通信事業者が本サービス又は当社 WEB サイト等の提供に関する電気通信サービスを中止した場合等やむを得ないとき。

第21条（権利の譲渡等）

会員は、本サービスの利用権、その他本サービスに関する権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできないものとします。

第22条（損害賠償）

1. 会員は、会員による本サービスの利用に関連して第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
2. 会員は、本規約の約定に違反し、又は前条に定める行為により当社又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとし

ます。

3. 前項により、会員にいかなる損失、損害、諸費用が発生しても、また派生的損害及び逸失利益についても当社は一切の責任を負わないものとします。

第23条（免責事項）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、当社に故意又は過失のある場合を除き、そのために生じた会員の損害について一切の責任を負いません。また、特別の事情により生じた損害、派生的損害及び逸失利益については一切の責任を負わないものとします。

- ① 充電器のメンテナンス、及び充電器に起因するトラブルで本サービスの利用ができなかったとき。
- ② 充電器の利用に伴う事故により損害が発生したとき。
- ③ 充電サービスカードの異常又は通信手段の障害等により、充電サービスカードの利用が遅延又は不能になったとき。
- ④ 会員の個人情報漏洩したとき。
- ⑤ 充電スポットの事情により、本サービスの利用ができないとき。
- ⑥ 会員の充電サービスカードが不正利用されたとき。
- ⑦ その他天災地変など不可抗力により、本サービスを利用できないとき。

2. 当社が会員に対し損害賠償責任を負う場合、その賠償額は当該損害の発生までに会員により支払われた月会費（但し、当該会員が会員となってから12か月を経過しているときは、会員となってから12か月を経過した日の属する月までに会員により支払われた月会費）の金額を限度とします。但し、特別の事情により生じた損害、派生的損害及び逸失利益については一切の責任を負わないものとします。

3. 当社は、会員等が、第6条第1項に定める「充電サービスご利用案内」や第6条第4項及び第5項の充電スポットにおける指示に従わない方法で利用したときに発生した損害の賠償責任を負いません。

4. 前3項の規定は、本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により会員に損害が発生したときは、適用しません。

第24条（専属的合意管轄裁判所）

1. 当社と会員との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を当社と会員の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本規約に基づく権利行使及び義務履行については、準拠法として日本法が適用されるものとします。

第25条（会員との連絡）

1. 当社は、当社から会員に対する連絡及び通知に関し、原則として、当社WEBサイト等上への掲示、並びに会員契約成立時に会員から指定された電子メールのアドレスに対するメール送信により行います。
2. 会員登録時の誤り、その後の変更につき更新が行われていないなど、会員情報の不備のために、前項に定めるメールが延着又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。
3. 会員から当社への本規約及び本サービスに関する問合せは、下記問合せ先に電話等にて行うものとします。

【問合せ先】e-Mobility Power コールセンター

事業者の名称：株式会社 e-Mobility Power

フリーコール：0120-983302

（営業時間：9：00～18：00 / 土・日・祝祭日・年末年始除く。）

附則（実施期日）

本規約は、2023年7月1日から実施します。

以上

「ランドローバー チャージングカード」(ランドローバー・eMPカード)会員のみなさまへ

お客さまがお申込みされる、ランドローバー・eMPカード(名称「ランドローバー チャージングカード」)のご利用には、株式会社 e-Mobility Power が定める「[e-Mobility Power 充電サービス 一般会員規約](#)」および「[個人情報の取り扱いに関する基本方針](#)」に加え、「ランドローバー・eMPカード特約」および「個人情報の取扱いに関する重要事項に係る特約(ランドローバー・eMPカード用)」が適用されます。

ランドローバー・eMP カード会員特約

第1条 (名称)

充電サービスカード「ランドローバー チャージングカード」(以下「本カード」といいます。)は、ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社(以下「JLR」という)と株式会社 e-Mobility Power (以下「当社」という)が提携し、所定の方法で発行するものです。

第2条 (会員登録の申込み及び会員契約の成立)

1. 本カードでの充電サービス(以下「本サービス」という)の利用を希望する個人・法人(以下「申込者」という)は、本特約ならびに「e-Mobility Power 充電サービス 一般会員規約」(以下「当社会員規約」という)を承認のうえ、当社所定の必要登録事項を、当社 WEB サイトで電磁的に入力する方法により会員登録の申込みを行うものとします。
2. 前項の申込みに対して当社及びクレジットカード会社において所定の審査を行い、手続きが完了し、当社が承諾通知を送付したときに、当社と申込者の間で本サービスに関する会員契約が成立するものとします。

第3条(本カードの貸与と使用上の制限)

1. 当社は、当社が入会を承諾した申込者(以下「ランドローバー・eMP カード会員」という)に対して、ランドローバーブランドロゴを付した本カードを発行し、貸与します。
2. 本カードは、会員契約成立時に登録した JLR の車両に限り利用できるものとします。但し、車両を買い替えた場合は、第6条で定める当社問合せ先に連絡のうえ、車種と車両登録番号を更新することでサービスを継続して利用することができます。

第4条(利用料金等)

ランドローバー・eMP カード会員は、当社に対して、当社 WEB サイト等に掲示する料金プラン表に基づき、月会費及び充電都度料金等を支払うものとします。

第5条 (会員資格の喪失と適用プラン)

ランドローバー・eMP カード会員が、第2条により登録した JLR の車両を所有又は保有しなくなった場合には、ランドローバー・eMP カード会員及び当社会員としての資格は喪失されるものとします。但し、第6条で定める当社問合せ先に連絡することにより、当社会員としての資格のみを継続することができ、当社への連絡日の翌日より当社会員規約に基づく当社の料金プランその他当社会員規約が適用されるものとします。

第6条 (問合せ窓口)

当社問合せ先は以下の通りとする。

【問合せ先】 ジャガー・ランドローバー・チャージング コンシェルジュ
事業者の名称：株式会社 e-Mobility Power

フリーコール：0120-839492

(受付時間：9:00～17:00／土・日・祝祭日・年末年始除く)

第7条（本特約の改定）

1. 本特約が改定され、その改定内容がランドローバー・eMP カード会員に対し、当社の定める方法により通知された後に、ランドローバー・eMP カード会員が本カードを利用したときには、ランドローバー・eMP カード会員はその改定を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、当社会員規約が適用されます。

個人情報の取扱いに関する重要事項に係る特約(ランドローバー・eMP カード用)

第1条 (JLR への個人情報の提供及び利用に関する同意)

ランドローバー・eMP カード会員は、株式会社 e-Mobility Power (以下「当社」といいます。) が保護措置を講じた上で、ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社 (以下「JLR」といいます。) に対し、JLR における会員管理を目的として、当該会員に関する下記の情報 (個人情報を含む。) を提供し、JLR がこれを利用することに同意します。

- (1) 当社会員規約及び本特約に基づき当社に提供した会員情報
- (2) 本カードが無効となった事実
- (3) 本カード会員資格が喪失となった事実
- (4) ランドローバー・eMP カード会員の充電利用実績

第2条 (当社への個人情報の提供及び利用に関する同意)

ランドローバー・eMP カード会員は、JLR が保護措置を講じた上で、当社に対し、当社の「個人情報の取扱いに関する基本方針」2. に記載の目的のために、下記の情報 (個人情報を含みます。) を提供し、当社がこれを利用することに同意します。

- (1) 当社会員規約若しくは会員と JLR 間の契約等に基づき JLR に届出のあった情報またはランドローバー・eMP カード会員が JLR に提出する書類等に記載されている情報

以上

「レンジローバー チャージングカード」(レンジローバー・eMP カード)会員のみなさまへ

お客さまがお申込みされる、レンジローバー・eMP カード(名称「レンジローバー チャージングカード」)のご利用には、株式会社 e-Mobility Power が定める「[e-Mobility Power 充電サービス 一般会員規約](#)」および「[個人情報の取り扱いに関する基本方針](#)」に加え、「レンジローバー・eMP カード特約」および「個人情報の取扱いに関する重要事項に係る特約(レンジローバー・eMP カード用)」が適用されます。

レンジローバー・eMP カード会員特約

第1条 (名称)

充電サービスカード「レンジローバー チャージングカード」(以下「本カード」といいます。)は、ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社(以下「JLR」という)と株式会社 e-Mobility Power (以下「当社」という)が提携し、所定の方法で発行するものです。

第2条 (会員登録の申込み及び会員契約の成立)

1. 本カードでの充電サービス(以下「本サービス」という)の利用を希望する個人・法人(以下「申込者」という)は、本特約ならびに「e-Mobility Power 充電サービス 一般会員規約」(以下「当社会員規約」という)を承認のうえ、当社所定の必要登録事項を、当社 WEB サイトで電磁的に入力する方法により会員登録の申込みを行うものとします。
2. 前項の申込みに対して当社及びクレジットカード会社において所定の審査を行い、手続きが完了し、当社が承諾通知を送付したときに、当社と申込者の間で本サービスに関する会員契約が成立するものとします。

第3条(本カードの貸与と使用上の制限)

1. 当社は、当社が入会を承諾した申込者(以下「レンジローバー・eMP カード会員」という)に対して、レンジローバーブランドロゴを付した本カードを発行し、貸与します。
2. 本カードは、会員契約成立時に登録した JLR の車両に限り利用できるものとします。但し、車両を買い替えた場合は、第6条で定める当社問合せ先に連絡のうえ、車種と車両登録番号を更新することでサービスを継続して利用することができます。

第4条(利用料金等)

1. レンジローバー・eMP カード会員は、当社に対して、当社 WEB サイト等に掲示する料金プラン表に基づき、月会費及び充電都度料金等を支払うものとします。
2. 緑ナンバーの営業用車両については、無料キャンペーンが適用されません。無料キャンペーンが適用された料金プランに加入後、緑ナンバーの営業用車両であることが判明した場合には、無料キャンペーンが適用されない料金プランへ変更されるものとします。なお、その場合、レンジローバー・eMP カード会員は、適用された無料キャンペーン料金を遡及して支払うものとします。

第5条 (会員資格の喪失と適用プラン)

レンジローバー・eMP カード会員が、第2条により登録した JLR の車両を所有又は保有しなくなった場合には、レンジローバー・eMP カード会員及び当社会員としての資格は喪失されるものとします。但し、第6条で定める当社問合せ先に連絡することにより、当社会員としての資格のみを継続することができ、当社への連絡日の翌日より当社会員規約に基づく当社の料金プランその他当社会員規約が適用されるものとします。

第6条（問合せ窓口）

当社問合せ先は以下の通りとする。

【問合せ先】 ジャガー・ランドローバー・チャージング コンシェルジュ

事業者の名称：株式会社 e-Mobility Power

フリーコール：0120-839492

（受付時間：9:00～17:00／土・日・祝祭日・年末年始除く）

第7条（本特約の改定）

1. 本特約が改定され、その改定内容がレンジローバー・eMP カード会員に対し、当社の定める方法により通知された後に、レンジローバー・eMP カード会員が本カードを利用したときには、レンジローバー・eMP カード会員はその改定を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、当社会員規約が適用されます。

第8条（本特約の改定に伴う経過措置）

本特約実施期日前に会員契約が成立している場合には、会員契約の成立時に選択した料金プラン（無料キャンペーン付の場合にはそれを含む）が適用されるものとします。

附則（実施期日）

本特約は、2026年4月1日から実施します。

以上

個人情報の取扱いに関する重要事項に係る特約(レンジローバー・eMP カード用)

第1条 (JLR への個人情報の提供及び利用に関する同意)

レンジローバー・eMP カード会員は、株式会社 e-Mobility Power (以下「当社」といいます。) が保護措置を講じた上で、ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社 (以下「JLR」といいます。) に対し、JLR における会員管理を目的として、当該会員に関する下記の情報 (個人情報を含む。) を提供し、JLR がこれを利用することに同意します。

- (1) 当社会員規約及び本特約に基づき当社に提供した会員情報
- (2) 本カードが無効となった事実
- (3) 本カード会員資格が喪失となった事実
- (4) レンジローバー・eMP カード会員の充電利用実績

第2条 (当社への個人情報の提供及び利用に関する同意)

レンジローバー・eMP カード会員は、JLR が保護措置を講じた上で、当社に対し、当社の「個人情報の取り扱いに関する基本方針」2. に記載の目的のために、下記の情報 (個人情報を含みます。) を提供し、当社がこれを利用することに同意します。

- (1) 当社会員規約若しくは会員と JLR 間の契約等に基づき JLR に届出のあった情報またはレンジローバー・eMP カード会員が JLR に提出する書類等に記載されている情報

以上

「ディフェンダー チャージングカード」(ディフェンダー・eMP カード)会員のみなさまへ

お客さまがお申込みされる、ディフェンダー・eMP カード(名称「ディフェンダー チャージングカード」)のご利用には、株式会社 e-Mobility Power が定める「[e-Mobility Power 充電サービス 一般会員規約](#)」および「[個人情報の取り扱いに関する基本方針](#)」に加え、「ディフェンダー・eMP カード特約」および「個人情報の取扱いに関する重要事項に係る特約(ディフェンダー・eMP カード用)」が適用されます。

ディフェンダー・eMP カード会員特約

第1条 (名称)

充電サービスカード「ディフェンダー チャージングカード」(以下「本カード」といいます。)は、ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社(以下「JLR」という)と株式会社 e-Mobility Power (以下「当社」という)が提携し、所定の方法で発行するものです。

第2条 (会員登録の申込み及び会員契約の成立)

1. 本カードでの充電サービス(以下「本サービス」という)の利用を希望する個人・法人(以下「申込者」という)は、本特約ならびに「e-Mobility Power 充電サービス 一般会員規約」(以下「当社会員規約」という)を承認のうえ、当社所定の必要登録事項を、当社 WEB サイトで電磁的に入力する方法により会員登録の申込みを行うものとします。
2. 前項の申込みに対して当社及びクレジットカード会社において所定の審査を行い、手続きが完了し、当社が承諾通知を送付したときに、当社と申込者の間で本サービスに関する会員契約が成立するものとします。

第3条(本カードの貸与と使用上の制限)

1. 当社は、当社が入会を承諾した申込者(以下「ディフェンダー・eMP カード会員」という)に対して、ディフェンダーブランドロゴを付した本カードを発行し、貸与します。
2. 本カードは、会員契約成立時に登録した JLR の車両に限り利用できるものとします。但し、車両を買い替えた場合は、第6条で定める当社問合せ先に連絡のうえ、車種と車両登録番号を更新することでサービスを継続して利用することができます。

第4条(利用料金等)

ディフェンダー・eMP カード会員は、当社に対して、当社 WEB サイト等に掲示する料金プラン表に基づき、月会費及び充電都度料金等を支払うものとします。

第5条 (会員資格の喪失と適用プラン)

ディフェンダー・eMP カード会員が、第2条により登録した JLR の車両を所有又は保有しなくなった場合には、ディフェンダー・eMP カード会員及び当社会員としての資格は喪失されるものとします。但し、第6条で定める当社問合せ先に連絡することにより、当社会員としての資格のみを継続することができ、当社への連絡日の翌日より当社会員規約に基づく当社の料金プランその他当社会員規約が適用されるものとします。

第6条 (問合せ窓口)

当社問合せ先は以下の通りとする。

【問合せ先】 ジャガー・ランドローバー・チャージング コンシェルジュ
事業者の名称：株式会社 e-Mobility Power

フリーコール：0120-839492

(受付時間：9:00～17:00／土・日・祝祭日・年末年始除く)

第7条（本特約の改定）

1. 本特約が改定され、その改定内容がディフェンダー・eMPカード会員に対し、当社の定める方法により通知された後に、ディフェンダー・eMPカード会員が本カードを利用したときには、ディフェンダー・eMPカード会員はその改定を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、当社会員規約が適用されます。

個人情報の取扱いに関する重要事項に係る特約(ディフェンダー・eMP カード用)

第1条 (JLR への個人情報の提供及び利用に関する同意)

ディフェンダー・eMP カード会員は、株式会社 e-Mobility Power (以下「当社」といいます。) が保護措置を講じた上で、ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社 (以下「JLR」といいます。) に対し、JLR における会員管理を目的として、当該会員に関する下記の情報 (個人情報を含む。) を提供し、JLR がこれを利用することに同意します。

- (1) 当社会員規約及び本特約に基づき当社に提供した会員情報
- (2) 本カードが無効となった事実
- (3) 本カード会員資格が喪失となった事実
- (4) ディフェンダー・eMP カード会員の充電利用実績

第2条 (当社への個人情報の提供及び利用に関する同意)

ディフェンダー・eMP カード会員は、JLR が保護措置を講じた上で、当社に対し、当社の「個人情報の取り扱いに関する基本方針」2. に記載の目的のために、下記の情報 (個人情報を含みます。) を提供し、当社がこれを利用することに同意します。

- (1) 当社会員規約若しくは会員と JLR 間の契約等に基づき JLR に届出のあった情報またはディフェンダー・eMP カード会員が JLR に提出する書類等に記載されている情報

以上